

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和2年6月8日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

利用料金の限度額の適正化を図るため。

伊丹市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例（
令和2年伊丹市条例第 号）

伊丹市立生涯学習センター条例（平成3年伊丹市条例第23号）
の一部を次のように改正する。

別表1の項中備考以外の部分を次のように改める。

1 文化学習施設の利用料金の限度額

区分 \ 時間帯		9時から12時まで	13時から17時まで	18時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで
1階	エントランスホール	1,500円	2,000円	1,500円	3,500円	3,500円	5,000円
2階	多目的ホール	6,400円	8,600円	6,400円	15,000円	15,000円	21,400円
	交流ルーム	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
	音楽練習室	1時間につき600円					
	多目的室1	1,800円	2,400円	1,800円	4,200円	4,200円	6,000円
	多目的室2	2,500円	3,300円	2,500円	5,800円	5,800円	8,300円
	多目的室3	1,000円	1,400円	1,000円	2,400円	2,400円	3,400円

	会議室	600 円	800 円	600 円	1,4 00円	1,4 00円	2,0 00円
	和室	1,2 00円	1,6 00円	1,2 00円	2,8 00円	2,8 00円	4,0 00円
3 階	多目的 室兼調 理室	1,3 00円	1,7 00円	1,3 00円	3,0 00円	3,0 00円	4,3 00円
	講座室	2,3 00円	3,1 00円	2,3 00円	5,4 00円	5,4 00円	7,7 00円
	創作室	1,2 00円	1,6 00円	1,2 00円	2,8 00円	2,8 00円	4,0 00円

別表1の項中備考7を削る。

別表2の項中備考以外の部分を次のように改める。

2 スポーツ施設の利用料金の限度額

区分	一時使用 (1人1 回につき)	定期使用(1人1月につき)			
		平日の昼 間	土曜日, 日曜日お よび休日	夜間	全日
60歳 未満の 者	1,50 0円	7,00 0円	5,00 0円	5,00 0円	8,50 0円
60歳 以上の	750円	4,50 0円	5,00 0円	5,00 0円	5,50 0円

者					
上記にかかわらず，学生については，定期使用に係る額は， 1人1月につき全日4，500円とする。					

別表2の項備考2中「，「午前」とは午前10時から午前12時までを」を削り，「は国民の祝日に関する法律」を「は同法」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊丹市立生涯学習センター条例の規定は，この条例の施行の日以後に施設の使用許可を受けた者について適用し，同日前に施設の使用の許可を受けた者については，なお従前の例による。